

「ファクトケアサービス」

運 営 規 程

和泉市介護予防・日常生活支援総合事業

指定第一号訪問介護事業（和泉市訪問介護相当サービス）

(事業の目的)

第1条 株式会社 日本ファクトが設置するファクトケアサービス（以下「事業所」という。）において実施する和泉市介護予防・日常生活支援総合事業における「指定第1号訪問事業（和泉市訪問介護相当サービス）以下「訪問介護相当サービス」という」の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要支援状態にある利用者に対し、適切な和泉市訪問介護相当サービスを提供することを目的とする。

(訪問介護相当サービス運営の方)

第2条 事業所が実施する事業は、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるよう適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

2 事業の実施に当たっては、訪問介護相当サービスの実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者等へ報告することとする。

3 事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、介護予防支援事業者等、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

6 指定第一号訪問事業の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適かつ有効に行うよう努めるものとする。

7 指定第一号訪問事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や介護予防支援事業者等へ情報の提供を行うものとする。

8 前7項のほか、「和泉市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」（平成30年10月1日施行）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 訪問介護相当サービスの提供に当たっては、事業所の訪問介護員によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ファクトケアサービス
- (2) 所在地 大阪府和泉市伯太町二丁目1番13号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤）
 - 従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている訪問型サービスの実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- (2) 訪問事業責任者 2名（常勤2名）
 - ・訪問介護相当サービス計画の作成・変更登を行い、利用の申込みに係る調整を行うこと。
 - ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等介護予防支援事業者等との連携に関すること。
 - ・従業者に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
 - ・従業者の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。
- (3) 従業者 13名（非常勤職員13名）
 - ただし、業務の状況により、増員することができるものとする。
- 従業者は、訪問介護相当サービス計画に基づき訪問介護相当サービスの提供に当たる。

(3) 従業者 13名（非常勤職員13名）

ただし、業務の状況により、増員することができるものとする。

従業者は、訪問介護相当サービス計画に基づき訪問介護相当サービスの提供に当たる。

(4) 事務職員 1名（非常勤1名）

必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
 - ただし、祝日・12月30日から1月3日及び8月13日から8月15日は除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- (3) サービス提供時間 午前6時から午後10時までとする。
- (4) 上記の営業日、営業時間、サービス提供時間の他、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護相当サービスの内容)

第7条 事業所で行う訪問介護相当サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 訪問介護相当サービス計画の作成

(2) 生活援助に関する内容

- 調理
- 衣類の洗濯、補修
- 住居等の掃除、整理整頓
- 生活必需品の買い物
- その他必要な家事

(訪問介護相当サービスの利用料等)

- 第8条 訪問介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、和泉市介護予防・日常生活支援総合事業実施要項(H30年10月1日施行)上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額の支払いをうけるもとする。
- 2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
- (1)事業所から片道3キロメートル未満 2,400円
 - (2)事業所から片道3キロメートル以上 3,600円
- 3 前2項の利用料等の支払を受けたときは、利用者またはその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分したもの)について記載した領収書を交付する。
- 4 訪問介護相当サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

- 第9条 通常の事業の実施地域は、和泉市の区域とする。

(衛生管理等)

- 第10条 従業者等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をあおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者等は、訪問介護相当サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 訪問介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 利用者に対する訪問介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

- 第12条 訪問介護相当サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、提供した訪問介護相当サービスに関し、介護保険法第115条の45の7の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した訪問介護相当サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第13条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現

に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

- 第16条 事業所は、指定第1号訪問事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して訪問介護型サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても訪問介護相当サービスの提供を行うよう努めるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

- 第15条 事業所は、従業者の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
- (1)採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2)継続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な訪問介護相当サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、訪問介護相当サービスに関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要な事項は 株式会社 日本ファクトと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成30年 4月1日から施行する。
- この規定は、平成30年 6月11日から施行する。
- この規定は、平成30年 7月1日から施行する。
- この規定は、平成30年 7月10日から施行する。
- この規定は、平成30年 10月29日から施行する。
- この規定は、平成31年 1月1日から施行する。
- この規定は、令和1年5月21日より施行する。
- この規定は、令和1年6月21日より施行する。
- この規定は、令和2年9月21日より施行する。
- この規定は、令和6年4月1日より施行する。
- この規定は、令和6年7月1日より施行する。
- この規定は、令和7年4月1日より施行する。
- この規定は、令和7年10月1日より施行する。

